

令和7年度

学校いじめの防止等基本方針

京都市立御所東小学校

I 総則

(1) 目的

いじめは、それを受けた子どもの人権を著しく侵害する。心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。本方針は、子どもがいじめを行わず、また放置せず、すべての人が子どもの尊厳を守り、いじめのない学校風土づくりを進めるため、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止の基本的な方針と取組内容を策定し、工夫・改善するものである。

(2) 基本理念

- ・すべての児童が「正義や公正さを大切にする心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「友だちを思いやる心」「社会に参画しようとする心」「道徳的価値を大切にする心」等に加え、規範意識を育むとともに、いじめについて毅然とした態度で対応できるようとする。
- ・いじめ問題に当たっては、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを認識し、いじめを受けた児童に寄り添った対応を行い、いじめを行った児童に対しては表面的な言動とその背景にも踏まえた対応を迅速かつ組織的に行い、再び起こることがないように、細かく継続して見守る。
- ・いじめが児童の心身に及ぼす影響とその他のいじめに関する諸事情、いじめをする児童の背景についての理解を深め、学校内外を問わずいじめがなくなるように対応する。
- ・いじめ防止対策はいじめを受けた児童等の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係保護者への相談や支援体制を整え、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。また、児童が自ら主体的にいじめをなくすような取組を推進し、いじめの防止の対策に努める。
- ・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人ひとりの児童生徒に向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図るとともに取組の改善を図っていく。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員(緊急対応時はこの限りでない)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
子ども支援コーディネーター

(2) 役割

- ・教育活動全体における、基本方針の作成や方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・情報の集約と共有や組織的な対応など、未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・家庭との連携による、いじめに関わる情報に対する支援や指導への協力の確認
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、取組の検証を行う。
- ・いじめ対策委員会の役割、構成員等について、児童や保護者へ周知を行う。(5月)
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

定例 毎月第4水曜日

緊急時については、隨時開催

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載する。
- ・朝会で、いじめ対策委員会について児童へ説明・周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学校環境の整備

- ・登校してから下校までの教育活動全体を通じて取り組む。
- ・登校時の校門でのあいさつ運動、休み時間の読書センターの開放・読み聞かせ活動、登下校時の見守りを行う。(学校・保護者・地域の協働体制)
- ・学級、また学校全体で、よくないことは毅然とした態度で指導をする。同時に、お互いの良さを認め合うような良い姿は進んでほめる姿勢を教職員が示す。
- ・いじめアンケートを年2回行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、その達成状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。

イ 授業改善の充実

- ・学習指導要領や教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童が、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行い、基礎学力の定着を図る。
- ・主体的・対話的な授業の創造に努め、自己の学びが深まったかを認識するような授業過程を大切にする。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識した授業づくりを行い、自己の授業改善に生かす。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「生きる力」等、指導資料を生かした授業づくりに取り組む。
- ・高齢者との交流や地域の方との体験活動を行い、道徳的価値の行動化を図る。
- ・児童理解に努める。
- ・あたたかい学級経営を進め、児童の自己肯定感を高める。
- ・「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識して児童と関わり、児童の自己指導能力を高める。
- ・読書センターに人権に関わる本や心をたがやす本を配架する。
- ・きずなの日を設定し、毎月の人権目標に沿ったテーマで各学級で話し合う。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、人権参観・懇談会の実施、人権標語・スローガンを作成する。
- ・学校運営協議会と連携した「花いっぱい運動」を展開する。
- ・学校行事(運動会・学習発表会など)を通して、人間関係づくりを行う。
- ・宿泊を伴う学習(修学旅行・花背山の家)や校外学習を充実させ、仲間づくりを行う。

・全ての活動において、自己肯定感を高めることをねらいとする。

・非行防止教室や情報モラル教室を実施する。

オ 児童どうしの絆づくり

・縦割り活動や異学年集団での児童どうしのふれあいを行い（きずなタイムやきずなウォークラリー、きずなあそび等）、望ましい共感の人間関係の育成を図る。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

・教職員は、校内・校外のいじめに対してアンテナを張り、いじめを見過ごさないよう常に留意する。

また、気になる言動を見かけた場合は、迅速に校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任に報告する。

・毎月、生徒指導委員会を開き、情報共有と児童の課題に対する手立てを話し合い、全教職員で指導にあたる体制を整える。

・様々な活動の中で、児童の実態把握に努める。

・休み時間など積極的に、児童と関わり、実態の把握に努める。

・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。

・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

いじめアンケートを6、11月に実施する。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートを7月、12月に実施・活用する。

ウ 教育相談の実施

6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

生徒指導主任及び、各学年で初期対応するとともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

（3）いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

【前提事項】

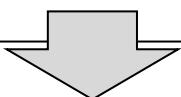
- 学校いじめ防止等基本方針(いじめ防止プログラム等)の策定・周知・改善
- 「いじめ対策委員会」の組織及び役割の確認・周知・生徒指導部会、各学年及び担任との連携
- 「生徒指導部会」の組織及び役割の確認・周知・各学年及び担任との連携

【いじめの情報把握】

- ◇ 記名式いじめに関するアンケート
- ◇ 担任による日常の見取り、聞き取り等
- ◇ 学年会での情報共有
- ◇ 生徒指導部会による情報共有
- ◇ 保護者・地域・関係機関と連携した情報共有
- ◇ 問題行動メモによる情報共有

【未然防止の取組】

- ◇ 学習環境の整備
- ◇ 授業改善の充実
- ◇ 道徳教育・人権教育の充実
- ◇ 児童が主体的に行う活動や体験活動、児童同士の絆づくりの取組
- ◇ 保護者への啓発
- ◇ 活動の評価と見直し



【いじめ対策委員会による情報共有】

情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討する。

【教育委員会への報告・連携】
重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【いじめ対策委員会による事実確認】

- ・いじめの有無を当該児童から個別に複数教員で聞き取る。
- ・周辺児童への聞き取りやアンケートによる把握を行う。
- ・管理職は事実経過を整理しながらまとめ、記録する。

【警察との連携】
触法行為等の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針の決定】 ～認識の共有化・行動の一元化～

【児童への指導・支援】

○被害児童

- ・「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、対応することを伝える。
- ・担任その他教職員により見守る。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、心のケアを行う。

●加害児童

- ・「いかなる理由があってもいじめは行ってはいけない」という学校の姿勢を示し、非を深く自覚させると共に再発防止に向けた指導を行う。

【保護者(家庭)への連絡・連携】

- ・家庭訪問等を行い、事実関係、今後の指導方針について報告する。
- ・事実関係について新事実が明らかになった場合は随時報告する。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、相談ができる体制を整える。

【スクールカウンセラーとの連携】
心身のケア必要がある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【スクールソーシャルワーカーとの連携】
多機関との連携による解決等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【保育園・幼稚園との連携】
これまでの事実確認が必要な場合等、いじめ事案の内容により、直ちに情報収集等連携する。

【いじめ解消までの継続的な指導・支援の実施】

いじめの解消

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
(事案に応じて、期間を超えて継続的に継続する。)
- 上記二点について個別に面談を行い、いじめ対策委員会が判断する。

【児童相談所との連携】
重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、一度インターネット上に拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、さらにインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたることを理解させる取組を進める。

パソコン・携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機・タブレット端末等における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。「非行防止教室」や「情報モラル教室」での内容を他学年の児童にも周知する。

エ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

① 目安として少なくとも3ヶ月以上いじめに係る行為が止んでいること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上の取組

ア 内容

「生徒指導の在り方」「御所東小学校いじめの防止基本方針等の徹底」「事例を基にした、教職員の指導力の向上」「アンケート結果を基にした研修」等の研修を行う。

イ 実施時期

- ・4月・夏季休業中・9月・1月・2月に生徒指導研修会を総合育成支援教育研修会と合わせて実施する。
- ・人権に関わる研修会を4月・7月・12月・2月に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- ・いじめの問題や「御所東小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消のため、定期的に学校いじめの防止等基本方針の見直しを行い、必要な変更を加える。その際に学校評価の結果を考慮するとともに、学校運営協議会等を開催し、速やかに保護者、地域住民、その他関係者に意見を聴く機会を設け、理解と協力を得られるように努める。
- ・PTAとの連携のもと、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「御所東小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめ対策委員会の役割、構成員等について、児童や保護者等へ学校だよりや、学校ホームページ等を通して周知する。

イ 保護者・地域への啓発

- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳科や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ウ 保護者・地域との共同の取組

- ・総合的な学習の時間
- ・学校運営協議会
- ・御所東コミュニティ各部会の取組

- ・見守り当番の方々による登校、下校の見守り

エ 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態は法において、

- ① 命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 生徒指導研修会① 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 ・生徒指導研修会② 「各学年の実態と見守りたい児童の共有」 ・人権教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・学校のきまり確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・朝会で校長から啓発 ・家庭訪問週間 ・警察との連絡制度

5	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話 ・きずなタイム① 「メンバーとの出会い」 ・「1年生を迎える会」(全校) 	朝会で、いじめ対策委員会について児童へ説明・周知	・HPに「学校いじめの防止基本方針」「学校のきまり」掲載 ・憲法月間「学校だより」で啓発
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなあそび① 	・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①	・学校運営協議会(御所東コミュニティ)で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 「夏季研修に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ① PDCAサイクル」 ・人権教育研修会(指導案検討) 	<ul style="list-style-type: none"> きずなあそび② ・花背山の家宿泊学習(5年生) 	・教育相談週間(個別面談)① ・クラスマネジメントシートの実施①(4~6年)、学年集約と共有	・個人懇談会 ・学校評価①
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・生徒指導夏季研修会 「ケース会議の持ち方について」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① ・生徒指導研修会② 「各学年の実態と見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> きずなあそび③ 		・学校運営協議会で説明と評価②
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> きずなスポーツフェスティバル 		・家庭教育学級で講演会(地生連)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ② PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室(6年) ・きずなタイム③ 「きずなウォークラリーに向けて」 ・修学旅行(6年) ・「きずなウォークラリー」 	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	

12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 ・人権教育授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・人権標語の作成と発表 ・縦割り集会（きずなタイム） ・薬物乱用防止教室（6年） ・きずなあそび④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 (個別面談)② ・クラスマネジメントシートの実施② (4~6年)、 学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校 だより」で啓発 ・個人懇談会 (希望制) ・人権授業参観 ・人権啓発講演会、 懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 ・生徒指導研修会③ 「各学年の実態と見守りたい児童の共有」 「学校評価の実施に向けて」② 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなあそび⑤ 		<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で報告
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 ・いじめ対策委員会⑪ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ③ PDCAサイクル」 ・人権教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・図工展 ・学習発表会（みらい表現発表会） ・きずなあそび⑥ ・きずなタイム④ 「6年生へのメッセージ作り」 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会 で校長から講話 ・学校評価② ・学校運営協議会 で説明と評価②
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共 有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 「6年生を送る会」 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、ア ンケート等の結 果の学年集約 (全学年) ・アンケート原本の 保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中 で保護者啓発